

上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、第4条に規定する上尾道路沿道堤崎西部地区において、広域都市間を結ぶ幹線道路沿道の地域特性を活かした土地利用手法を研究するとともに、事業区域を決定し、周辺環境に配慮した産業用地としての土地利用の実現を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 協議会の組織整備、予算、決算及び広報等に関すること
- (2) 土地利用に向けた事例等の研究に関すること
- (3) 土地利用の方針の検討に関すること
- (4) 事業者の選定に関すること
- (5) 都市計画案の合意形成に関すること
- (6) その他、協議会の目的の達成に必要な事項に関すること
- (7) 土地区画整理組合の設立認可に関すること

(活動区域)

第4条 協議会の活動区域は、上尾市大字堤崎字柳田の全部の区域及び大字堤崎字西谷の一部の区域（以下、「堤崎西部地区」という。）とする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、堤崎自治会館内（上尾市大字堤崎326番地2）に置く。

(会員及び組織)

第6条 協議会は、令和5年12月10日時点において堤崎西部地区に属する土地を所有する者及び堤崎地区の自治会長を会員として構成する。

- 2 堤崎地区の自治会長が堤崎西部地区に属する土地を所有する者である場合、堤崎地区の自治会役員である者でかつ堤崎西部地区に属する土地を所有する者でない者のうち、堤崎地区の自治会が指名する者を会員とする。
- 3 第2項に規定する会員がいない場合、堤崎地区に居住する者であって、堤崎地区の自治会が指名する者を会員とする。

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 4 監事は、財務及び会務の監査を行う。
- 5 幹事は、会務の運営及び事務局に従事する。

(役員の選任)

第9条 役員は、会員の互選により選任する。

- 2 役員が欠けた場合は、他役員の合議により兼務する役員を選任する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員の報酬)

第11条 役員には報酬を支給しない

(会議)

第12条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、第3条に規定する活動や、情報共有、報告及び総会に諮る事項の審議等を行う際に必要に応じ開催するものとする。

- 2 会議は、会長が会員を招集し、その議長となる。
- 3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 関係行政機関の職員や街づくり推進条例第3条に規定する街づくり専門家、その他議事に關係のある者は、会長の承認を受けて会議に出席し、議事に関する説明を行うことや意見を述べることができる。

(代理出席)

第13条 会員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

- 2 代理人は、堤崎西部地区に属する土地を所有する者である会員においては、会員の配偶者の他、6親等内の親族又は3親等内の姻族までの範囲で、会長の承認を受ける者とする。
- 3 堤崎地区の自治会長である会員においては、自治会内の副会長その他の役員で、会長の承認を受ける者とする。
- 4 第1項の代理人は、会員とみなす。

(総会)

第14条 総会は、年1回開催し、次の事項を審議するものとする。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (3) 役員の人事に関すること
 - (4) 規約に関すること
 - (5) その他、重要と認められる事項
- 2 総会は、会長が会員を招集し、その議長となる。
 - 3 会長は、総会を開催しようとするときは、その開会の1週間前までに開催の日時、場所及び会議の目的たる事項を会員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りではない。
 - 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 会員は、総会を欠席する場合、委任状（第1号様式）又は表決書（第2号様式）の提出をもって、意思表示をすることができる。なお、委任状又は表決書が提出された場合は、当該総会に出席したものとみなす。
 - 6 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
 - 7 関係行政機関の職員や街づくり推進条例第3条に規定する街づくり専門家、その他議事に關係のある者は、会長の承認を受けて総会に出席し、議事に関する説明を行うことや意見を述べることができる。

(役員会議)

第15条 協議会規約第6条に規定する役員で構成する役員会議（以下、「役員会」という。）を置く。

- 2 役員会は、会長が必要に応じて招集することができる。
- 3 役員会は、役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、会議又は総会に提案する必要な事項並びに会長が指示した事項について協議し、又は調整するものとする。
- 5 会長は、必要に応じて会員などの出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(経費)

第16条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。ただし、初年度についてはこの限りではない。

2 総会の承認を受ける収支決算は、予め会計監査を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 会員は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(会員の取り消し)

第19条 協議会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員から除外することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員をいう。）や暴力団員に類するその他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。
 - (2) 反社会的勢力と関係していると認められるとき。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、協議会又は協議会の関係者に対し詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。
- 2 本条は、第13条に規定する代理者についても適用する。

(解散)

第20条 協議会は、目的の完遂又は総会での議決により解散する。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この規約は、令和 4年11月 6日から施行する。

この規約は、令和 5年12月10日から施行する。

第1号様式（第14条関係）

委任状

私は、上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会規約第14条第5項の規定により、第 回上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会 総会における議決に関する一切の権限を議長に委任します。

年 月 日

会員住所

会員氏名

(印)

第2号様式（第14条関係）

表 決 書

私は、令和 年 月 日開催の第 回上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会 総会に提案される議決事項について、上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会規約第14条第5項の規定により、下記のとおり書面をもつて表決します。

記

議決事項	賛否
	賛・否

※ 議案ごとに賛・否のいずれかを○で囲むこと

年 月 日

会員住所

会員氏名

(印)

上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会 個人情報保護に関する方針

上尾道路沿道堤崎西部地区街づくり協議会（以下、「協議会」という。）は、個人情報の取り扱いに関して、その保護に関する方針を以下のとおり定め、適切な取り扱いに努めます。

なお、協議会における個人情報の利用目的、取扱い、ご本人への個人情報の開示手続等については以下のとおりとします。

1. 法令の遵守

協議会は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。

2. 個人情報の適正な取得

協議会は、個人情報を適法かつ適切な方法で取得します。

3. 個人情報の利用目的

協議会は、個人情報を協議会規約第3条に規定する活動の範囲内で利用します。

4. 個人情報の第三者提供

協議会は、法に基づき許容される範囲を除き、事前にご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

なお、必要に応じて協議会業務の一部を委託する場合に、業務委託先に対し個人情報の一部を提供する場合がありますが、この場合においても、協議会として業務の委託先に対する適切な監督を行います。

5. 個人情報の適切な管理

協議会は、保有する個人情報について、その利用目的の範囲内で、できる限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

また、その管理についても、個人情報の漏えい、滅失、毀損などがないよう十分に配慮し、安全に管理します。

6. 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

協議会は、協議会が保有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、またその内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続に従い速やかに対応します。

7. 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

協議会は、協議会における個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応します。

8. 個人情報保護に向けた体制整備、会員教育の実施

協議会は、個人情報を保護するため、適切な管理体制を整備するとともに、会員の意識啓発に努めます。